

- 一人一人がしっかりとした勤労観・職業観を形成・確立し、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性を最大限発揮しながら、社会的・職業的に自立して生きていくために必要な能力や態度を育てるための体験学習を推進します。
- 児童生徒が健康について自己管理できるようになるよう、健康教育や健康診断事業を実施するとともに、長期的視点で体力・運動能力向上への取組を推進します。
- 不登校や問題行動等について早期段階での対応を図るとともに、未然防止と解消に努めます。

## 【計画】

### ①「生きる力」の育成

- 確かな学力の向上のために、学校図書館教育の推進、ICT機器の整備、英語指導助手の派遣等とともに教員の指導力向上に努め、子どもの思考力、判断力、表現力等の育成を図ります。(学校教育課)
- 国の整備目標に沿った、校務用、PC教室用、校内LAN用パソコンの更新を行います。また、情報モラル啓発資料を作成し、保護者に配布したり、出前授業等で活用したりします。(総合教育センター)
- 豊かな心の育成のために、環境や自然、文化等にふれ、子どもの心を耕したり、いじめや不登校等の生徒指導上の問題解決を目指す事業の充実や総合的な学習の推進を図ります。(学校教育課)
- 保護者や地元企業などの協力を得て、発達段階に応じて、地域の職業調べのほか、ものづくりなどの体験活動、職場体験学習などを積極的に行います。(学校教育課)
- 「香川用水の水源巡りの旅」事業を継続実施し、今後も全中学校参加に向けて、啓発に努めます。(学校教育課)
- 地域に根ざした学校の特色づくりや環境教育、特別支援教育の充実に努め、信頼される学校づくりを推進します。(学校教育課)
- 保育所と認定こども園、幼稚園、小学校、中学校の連携を図る体制の構築に努めます。(学校教育課)
- 小中学生を対象に、学校巡回芸術教室(20校)、学校巡回音楽教室(6校)、ものづくりふれあい教室(目標20校)を開催します。(文化芸術振興課)
- 心身の健康の保持増進を図るための適切な意志決定や、行動選択ができる態度や能力を育成します。(保健体育課)
- 日常的に体を動かし、生涯にわたって積極的に運動に親しむ資質や能力を育成し、児童生徒の豊かなスポーツライフの基礎を培います。(保健体育課)

### ②不登校や問題行動等への対応

- 不登校児童生徒や生徒指導に係る教職員の指導力を向上させるために、継続的に研修を行います。(学校教育課)
- 児童生徒の心のサインを見逃さず、不登校や問題行動等に対して早期に対応できるよう、外部の専門家等の協力を得て、学校間における教育相談体制の接続及び連携の改善を図ります。(学校教育課)
- 適応指導教室での臨床心理士等、専門家による相談・助言等の機会を拡大します。(総合教育センター)

## 【事業一覧】

### ①「生きる力」の育成

#### <確かな学力の育成>

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-2-2-1	学校図書館図書整備事業	高松市子ども読書活動推進計画に基づき、学校図書館図書資料の充実を図り、国の学校図書館用図書標準に沿った年次計画にて、学校図書館用図書の整備を図ります。	学校教育課
1-2-2-2	学校図書館活性化推進事業	学校図書館用図書の一層の効果的活用を図るとともに、児童生徒の個性を伸ばす教育に資するため、学校図書館指導員を学校に配置し、情報提供等の支援を行います。	学校教育課
1-2-2-3	英語指導助手派遣事業	各中学校に、「語学指導等を行う外国青年招致事業」（JETプログラム）により1名の外国語指導助手（ALT）を配置し、中学校での英語指導及び、校区小学校の主に高学年（5・6年）児童への外国語活動の指導を通して、中学校英語教育及び小学校外国語活動の充実を図ります。また、ALTとの様々な活動（休み時間の活動や学校行事等）を通して、児童生徒のコミュニケーション能力の育成とともに、国際理解教育の推進を図ります。	学校教育課
1-2-2-4	少人数学級推進事業	本市独自の教員採用により、小学校高学年（主に6年）において少人数学級編成を行い、個に応じた分かる授業を展開し、基礎学力の定着を図ります。また、学習面だけでなく生活面においても、個に応じた細やかな指導を行い、児童の安定した学校生活の推進を図ります。	学校教育課
1-2-2-5	教育の情報化推進事業	コンピュータ教育の充実を図るため、国の整備目標に沿って小・中学校に情報機器を配置するほか、情報ラルに関する教員の資質や指導力の向上を図ります。	総合教育センター
1-2-2-6	総合的な学習の時間活性化推進事業	総合的な学習の時間の充実や地域等の教育力の有効活用のために、各小・中学校に経費補助を行います。	学校教育課
1-2-2-7	教育研究研修事業	「高松市子ども議会」を開催し、小・中学校の児童生徒の代表が、自ら作成した質問による市議会の模擬議会を体験することにより、未来の有権者として市政についての関心と理解を深めます。	学校教育課
1-2-2-8	研究指定校研究推進事業	国・県から研究指定校等事業を受けることで、学校課題の解決及び学校教育活動の改善・充実を図るとともに、教職員の資質・能力の向上を図ります。	学校教育課
1-2-2-9	小中一貫・連携教育推進事業	高松第一学園において実施している義務教育9年間の連続性、発展性に留意した小中一貫教育を充実させるとともに、その成果を踏まえた小中連携教育を市内の全小・中学校で推進します。 そのため、小中連携教育推進校を指定し、小中一貫教育の成果を生かして、中1ギャップの解消を始め、学習指導及び生徒指導における指導内容、指導方法の充実を図ります。	学校教育課

<豊かな人間性の育成>

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-2-2-10	環境教育推進事業	「高松市子ども環境学習交流会」を開催し、児童生徒による各学校の環境学習の取組の発表や、エコホテルの見学等により、環境意識の高揚を図ります。また、「香川用水の水資源巡りの旅」(中学生対象)を実施し、香川用水及び水資源の重要性についての意識の高揚を図ります。	学校教育課
1-2-2-11	教育文化振興事業	教育文化祭(音楽会、科学展、展覧会等)を通して、児童生徒の豊かな創造力と表現力を育て、情操を高めるとともに、日常の学校教育活動の成果等を広く市民に紹介します。	学校教育課
1-2-2-12	菊池寛及びその作品から学ぶ「寛学」事業	郷土の偉大な作家、菊池寛の生い立ち及び作品を掲載した小学校用作品集(11作品)と中学校用作品集(7作品)を作成し、小、中学校の児童生徒(小学校5・6年生、中学校1～3年生)を対象として学級備え付けで配布し、菊池寛及びその作品から学ぶ「寛学」を行います。菊池寛の生き方を学ぶことを通して、自らの生き方を考える学習を行ったり、朝の読書活動等、一斉読書活動の時間等を活用して、菊池寛の作品を読むことにより、作品に親しみます。	学校教育課
1-2-2-13	職場見学・体験学習	小・中学校、高校において、企業等への職場見学・体験学習等を含む進路学習の充実を図ります。	学校教育課
1-2-2-14	学校巡回芸術教室	小中学生の情操教育の一助とし、健全育成に資するため、学校巡回形式で生の優良な芸術を鑑賞又は体験する機会を提供します。	文化芸術振興課
1-2-2-15	学校巡回能楽教室	小中学生の情操教育の一助とし、健全育成に資するため、学校巡回形式で生の優良な古典芸能を鑑賞する機会を提供します。	文化芸術振興課
1-2-2-16	ものづくりふれあい教室	小中学生を対象に、手づくりでものづくりにチャレンジしながら、いかにものが大切かを体験する機会を提供し、文化の創造に関心を深めます。	文化芸術振興課



< 学校巡回芸術教室 >



< 香川の水資源めぐり >

<体力の向上>

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-2-2-17	生徒等健康診断事業	児童生徒等の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とし、学校保健安全法に基づき、毎学年6月末までに児童生徒等の健康診断を実施します。 また、翌年度に小学校に就学する児童の健康状態等を把握するため、学校保健安全法に基づき健康診断を実施します。	保健体育課
1-2-2-18	学校体育推進事業	児童生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、体力・運動能力向上や基礎体力の養成を図るため、体育大会等を開催します。 また、大会等に参加することで、児童生徒の相互の友情を深めるとともに、教職員の体育指導の資質を高めるなど、体育の充実発展と心身ともに健全な児童生徒の育成を図ります。	保健体育課

<へき地における学校教育の推進>

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-2-2-19	小学校管理運営事業	小学校のうち、合併協定に基づく対象校、へき地教育対象校、生徒指導困難校に、教育の充実に資するため非常勤講師を配置するとともに、各教科やクラブ活動等において社会人の活用を図る特別非常勤講師を派遣します。	学校教育課
1-2-2-20	中学校管理運営事業	中学校のうち、合併協定に基づく対象校、へき地教育対象校、生徒指導困難校に、教育の充実に資するため非常勤講師を配置するほか、教科指導及び複式解消のために必要な非常勤講師を配置し、各教科や総合的な学習の時間等において社会人の活用を図る特別非常勤講師を派遣します。	学校教育課

<地域とともにある学校づくり>

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-2-2-21	学校評議員制度推進事業	学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力し、一体となって、子どもの健やかな成長を図っていくため、学校評議員を委嘱し、学校運営に有効に活用するとともに、より一層地域に開かれた学校づくりの推進に役立てます。	学校教育課

<帰国子女への支援>

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-2-2-22	帰国児童等指導援助事業	市立の小中学校に在籍する児童生徒で、日本語指導を必要としている帰国児童生徒・外国人児童生徒に、学習や生活についての指導援助を行う指導者を派遣することにより、日本語で学習に参加できるよう日本語指導を行うなど、学校生活を支援します。また、帰国児童等に日本語指導及び学習支援を行う団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、日本語の使用に困難を有する帰国児童等の学校生活への適応を促進します。	学校教育課

②不登校や問題行動等への対応

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-2-2-23	不登校対策事業	不登校児童生徒を対象とする適応指導教室の運営及び、不登校を考える会等の実施を通じ、学校関係者、保護者、関係機関等と連携し、不登校に関する問題の改善を図ります。	総合教育センター
1-2-2-24 【再掲】 (1-3-1-13)	いじめ等対策事業	小学校におけるいじめ等の問題行動等に対応するため、児童の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止を図ります。 また、教育委員会に専用電話を設置し、平日の8:30から19:00までの間、いじめについての相談を子どもや保護者から受けます。	学校教育課
1-2-2-25 【再掲】 (1-3-1-14) (3-1-2-4)	児童生徒指導推進事業	小学校の生徒指導の充実を図るため、学校、地域に関わりの深い人材を「ハートアドバイザー」として配置します。また、中学校の生徒指導の充実を図るため、地域ボランティアを募り、学校サポート委員会を組織し、地域の教育力を生かしながら児童生徒の健全育成を図るとともに、社会福祉士等の資格を有するスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、関係機関等のネットワークを活用し、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図ります。 また、国の「いじめ防止対策推進法」施行に伴い、いじめ相談の体制強化のため「いじめ相談専門員」を配置します。	学校教育課
1-2-2-26	教職員研修事業	研修講座、研修会、事例研究会等を開催し、高松市教職員の資質や指導力、及び児童生徒の問題行動の未然防止と解消のための実践的な生徒指導能力の向上を図ります。	総合教育センター

## 【数値目標】

事業名	平成 25 年度末（実績）	平成 31 年度末（目標）
学校図書館活性化推進事業	学校図書館指導員54人雇用 （1日6時間勤務）	学校図書館指導員 62 人雇用 （1日6時間勤務）
少人数学級推進事業	少人数学級非常勤講師を 5 名雇用 小学校 5 校で実施	少人数学級非常勤講師を 8 名雇用 小学校 8 校で実施
不登校対策事業	—	適応指導教室に通室する児童生徒 の通室率：65%
児童生徒指導推進事業	ハートアドバイザー 40 人 スクールソーシャルワーカー 9 人 を配置	ハートアドバイザー 48 人 スクールソーシャルワーカー 11 人 を配置

### 【3】体験学習活動・地域活動の充実

#### 【現状と課題】

- 少子化の進行や地域の連帯感の希薄化などに伴い、年齢の異なる子ども同士が接する機会が減少し、子どもたちの自主性や社会性が育ちにくい環境になっています。また、地域の人たちの豊富な体験・知識を、子どもたちに継承していく機会も少なくなっています。このため、学校、家庭、地域が連携して、子どもたちに様々な体験的活動や多世代とのふれあいの機会を提供することが求められています。
- アンケート調査結果によると、小学生の保護者は、子どもの成長過程で必要な取組として、「生命の尊さについての学習」と「総合学習（社会体験、自然体験など）」が多くなっています。本市では、平和を語るつどい・憲法記念平和映画祭や高松空襲写真展など、平和を願う様々な行事を開催し、恒久平和を願う心を育むための平和学習の機会を提供しています。
- 歴史資料館・菊池寛記念館及び中央図書館や埋蔵文化財センターでの体験学習を通して、地域の文化、歴史への関心や、本に対する興味を高めています。
- 市民の台所である高松市中央卸売市場では、せりの見学や講義、体験学習を実施しており好評を得ていますが、せり見学は仲卸業者等と卸売会社がしのぎを削る場でもあるため、必ずしも歓迎されている状況ではなく、受け入れできる人数や日数も限られています。
- 近年、子どもの魚食離れが顕著であるほか、実際に魚に触れたり料理をする機会が少ないことから、水産業への理解を深めるため、地域漁業の体験学習を実施しています。
- 環境学習としては、旧環境プラザにおける環境ワークショップや出前講座、干潟や里山などの自然観察体験講座、瀬戸内海の環境保全講座を実施していますが、講座を開催する場所の検討が必要となっています。また、南部クリーンセンターでは、ごみ処理についての学習やパネル展示、NPO団体と協働で実施しているリサイクル体験等を通して環境問題を考える機会を提供しています。これらの体験学習については、今後、子どもたちが「是非参加したい」と思えるような企画を更に充実し、参加者の拡大を図り、体験学習を通して、子どもたちの社会性や創造性、地域資源や文化への関心を高めていくことが重要です。
- 家庭や地域社会において異年齢・同年齢の子どもとふれあう機会が減少しているため、子どもが、次代の担い手として自立し、自らの子どもを生み育てていこうとする心情を育むことが難しい状況となっています。これまでも、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、中高校生等と乳幼児がふれあう取組を推進してきましたが、今後は、保育所認定こども園・幼稚園・学校の連携の下、次代の「親」を育成するための体験活動を充実していく必要があります。
- アンケート調査結果によると、地域活動やグループ活動に「参加したこともなく、今後も予定はない」は13.9%と少数であり、参加したことがある、若しくは参加したい活動内容では、「お祭りや文化祭など地域に根ざした活動」「スポーツ活動」「子ども会など青少年団体活動」が多くなっています。

- 子どもの体力・運動能力は、昭和60年ごろから低下傾向が続いています。原因としては、塾通いや室内遊びの増加による外遊びやスポーツ活動の減少、空き地などの手軽な遊び場の減少、少子化による遊び仲間の減少などが考えられます。また、生活の利便化や生活様式の変化は、日常生活においても身体を動かす機会を減少させており、今後は子どもが身体を動かす機会を意識して作っていく必要があります。

### 【基本方針】

- 子どもたちの成長段階に応じた多様な体験学習を提供し、本市の産業や資源、歴史文化への理解と関心を高めるとともに、恒久平和や環境問題への意識啓発を行います。
- 子どもの成長段階に応じた多様な体験活動の機会を提供するため、社会教育団体等との連携を図り、内容の充実を図ります。
- 小・中・高校・大学の児童生徒が、生命の大切さを学び、次代の親として子どもを生み育て、家庭生活を大切にする心情を育めるよう、関係機関が連携を図り、乳幼児等とふれあう直接体験活動を推進します。
- 急速な少子化の進行に鑑み、次代の親として子どもを生み育てるための結婚・妊娠・出産・育児への「切れ目のない支援」を行うことを目的に、子育て支援策に加え、結婚支援施策など地域の実情に応じた少子化対策への取組を推進します。
- 子どもの体力・運動能力向上のため、指導者の養成やスポーツ行事の充実に努めます。

### 【計画】

#### ①多様な体験学習活動の機会の提供

- 市場の機能の仕組みや流通システムへの理解を深めるため、市民の台所である高松市中央卸売市場において、せりの見学や講義、体験学習を実施します。(中央卸売市場業務課)
- 子どもとその保護者などを対象に、農業体験教室やおにぎり教室、食育をメインとした親子水産教室を開催します。(農林水産課)
- 平和記念館の整備充実を図るとともに、平和を語るつどい・憲法記念平和映画祭や高松空襲写真展など、平和を願う様々な行事を開催することにより、平和学習の機会を提供します。(人権啓発課)
- 子どもから大人まで幅広い年齢層を対象として、旧環境プラザにおける環境学習講座(環境ワークショップ)、市民(地域)からの要望による「出前講座」、干潟や里山など屋外における自然観察体験講座等を実施します。(環境保全推進課)
- 南部クリーンセンターの焼却施設・再生利用施設の見学のほか、紙すき体験や、NPO法人との協働事業である親子リサイクル工作会などの体験学習事業も行い、楽しみながらリサイクルを体験できる機会を提供します。(南部クリーンセンター)
- 関係各課や小学校と連携を図り、有意義な体験学習の機会(サンクリスタル学習など)を提供します。(文化財課・中央図書館)
- 歴史・文化に親しみ、関心を高めるため、歴史資料館等において郷土の歴史学習や体験型の文

化財教室、朗読劇等を実施します。(文化財課)

- 図書館情報システムにおいて、インターネットによる蔵書検索・予約のほか、情報提供機能の拡充を図ります。(中央図書館)
- 各関係機関が連携し、体験学習の計画、実施、評価、改善が行えるよう、関係課が共通理解を図り事業の推進を図ります。(こども園運営課)

### ②交流・ふれあい体験の提供、次代の親を育成する体験学習の推進

- 男女の別なく、子育ての方法や喜びを体得できるよう、保育所や幼稚園・認定こども園等において、小学生・中学生・高校生・大学生等を対象とする保育体験事業・学習の受け入れを実施します。(学校教育課、こども園運営課)
- 保育所などにおいて世代間のふれあい活動を行います。(こども園運営課)
- 中学生等と乳幼児とのふれあいの機会を広げるための取組として、地域子育て支援拠点でのボランティアの受け入れを推進します。(子育て支援課)

### ③子どもの地域における活動の促進

- 子どもの居場所及び多様な学習機会を提供するため、生涯学習センターにおいて、子ども教室を開催するとともに、コミュニティセンターにおいて、子ども向け講座を開催します。(生涯学習センター)
- 子ども会を中心とした各種大会等を実施するとともに、指導者の養成を図る研修会・講習会を実施し、地域における子どもの活動の機会や場を提供します。(生涯学習課)
- 子どもの体力・運動能力向上のため、スポーツ少年団の指導者の養成を行うとともに、各種スポーツ大会等の行事を開催します。(スポーツ振興課)

## 【事業一覧】

### ①多様な体験学習活動の機会の提供

#### <職場体験・産業体験学習の推進>

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-2-3-1	こども農園事業	子どもが、土に親しみ、農作物を作る喜びと、勤労の尊さを体験することにより、健康で情操豊かな子どもの成長を目指します。	生涯学習課
1-2-3-2	市場D E 自由研究	夏休み期間中に中央卸売市場において、せりの見学や講義、体験学習を通じて、市場の機能や流通のしくみ等について理解を深める機会を提供するとともに、高松市民の台所である高松市中央卸売市場を夏休みの自由研究のテーマとするよう働きかけます。	中央卸売市場業務課
1-2-3-3	中央卸売市場見学	学校単位での小中学生や子ども会等による市場見学を受け入れ、せり見学や体験学習を実施します。	中央卸売市場業務課
1-2-3-4	水産教室事業	小学校高学年親子を対象に食育をメインとした水産教室事業を開催し、地元漁業への理解を深め、漁業と水産物への関心を高めます。	農林水産課

1-2-3-5	親子農業体験教室	親子を対象に農業の収穫体験と収穫した農産物を利用した料理教室を行い、農業・食への理解を深めます。	農林水産課
1-2-3-6	親子おにぎり教室	幼稚園・保育園児とその保護者を対象におにぎり教室を開催し、食への関心を深めるとともに米の生産拡大を推進します。	農林水産課

<平和・環境・地域資源に関する体験学習の推進>

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-2-3-7	平和啓発推進事業	戦争の悲惨さと平和の尊さを訴えるとともに、平和を願う市民の心を継承するため、平和意識の啓発・普及を図ります。	人権啓発課
1-2-3-8	平和記念館（仮称）整備事業	平和意識の高揚を図るために設置していた平和記念室は、設置していた市民文化センターの老朽化等による廃止のため閉館し、子どものための施設として整備される「高松市こども未来館（仮称）」、移転整備される「高松市男女共同参画センター」と一体的に、新たに「高松市平和記念館（仮称）」として整備します。	人権啓発課
1-2-3-9	早明浦湖水祭「四国の子ども交歓会」及び高松・嶺北子ども交歓会事業	高松の水源地である早明浦ダム流域の嶺北4か町村の子どもと高松の子どもが、水の大切さや有効利用を学ぶとともに、それぞれの地域の特性を生かした体験活動を通じ、交流を深め、健康で明るい子どもの成長に資するため、交歓会を実施します。（高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業）	生涯学習課
1-2-3-10	環境学習活動事業	環境保全推進課分室を活用した環境問題への意識啓発や環境に関する基本的知識の向上を図るため、環境ワークショップ（館内講座）の実施や環境情報の提供を行うとともに、環境学習支援事業（出前事業）や自然観察体験事業を実施します。	環境保全推進課
1-2-3-11	南部クリーンセンター環境学習事業	南部クリーンセンターの施設見学を通じて、自分たちの出したごみの処理の現状と課題を学習する機会を提供します。また、「エコホテル」の展示ギャラリーでは、環境パネル、環境に関する図書、インターネットなどを利用して環境を考える機会を提供し、地球規模での温暖化対策の必要性を啓発するとともに、学習室では、実際に紙すきや工作等のリサイクル体験を行います。	南部クリーンセンター
1-2-3-12	上下水道施設見学	上下水道事業への理解と関心を深めるため、上下水道のしくみや役割等を学習する機会を提供します。	企業総務課
1-2-3-13	親子上下水道教室	8月1日からの「水の週間」関連行事の一環として、4年生以上の小学生と保護者20組程度を対象に、浄水場や下水処理場の見学とともに、“体験して学ぶ”ということを主眼として、水道や下水道に関する様々な実験を実施します。	企業総務課



&lt;親子上下水道教室&gt;

## &lt;地域の歴史・文化に関する体験学習の推進&gt;

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-2-3-14	サンクリスタル学習事業	学校教育との連携を図り、小学生を対象としてサンクリスタル学習（歴史資料館・菊池寛記念館及び中央図書館3館の体験学習）を実施します。	文化財課 中央図書館
1-2-3-15	蔵書情報提供事業	図書館情報システムにより、インターネットによる蔵書検索・予約のほか、子ども向けホームページなどの情報提供機能を通じて、各種情報を提供します。	中央図書館
1-2-3-16	親子文化財教室	文化財を身近に感じ、体験等を通じて後世へ継承していこうという意識を親子で共有することを目的として、小・中学生とその保護者を対象に、親子で郷土の歴史・民俗や文化を学習します。	文化財課
1-2-3-17	夏休みに郷土高松の歴史を探ろう	夏休みに郷土高松の歴史を調査・研究しようと計画している小・中学生をサポートします。現地視察や資料館収蔵資料を活用して、郷土の歴史をわかりやすく、楽しく学び、自分の力で成果物を作り上げます。	文化財課
1-2-3-18	教育普及事業（伝統文化教室、各種講座の開催）	伝統文化の継承や古代の人たちの生活や知恵を学ぶ事や体験学習を通して、ものづくりの楽しさを教えることで、郷土の文化や歴史に触れる機会を提供します。	文化財課
1-2-3-19	常設展・企画展無料開放	児童生徒の学習に資するため、菊池寛記念館や歴史資料館等では、高校生以下の観覧料を免除します。	文化財課
1-2-3-20	親子で楽しむ朗読劇	菊池寛の作品等のうち、小・中学生にも理解ができて親子で楽しめるものを、朗読により紹介します。	文化財課
1-2-3-21	教育普及事業（埋蔵文化財センター体験学習）	体験学習を通して、ものづくりの楽しさを教えるとともに、郷土の文化や原始古代の技術に触れる機会を提供します。 ・低融点合金を用いた鑄造体験 ・樹脂粘土を用いた瓦製作体験 ・軟石による勾玉製作体験 ・土器焼き及び製作土器による炊飯体験	文化財課

## ②交流・ふれあい体験の提供、次代の親を育成する体験学習の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-2-3-22	保育体験学習事業（幼稚園・保育所・こども園）	少子化に対応するため、次代を担う子どもが家庭を持つことの意義を理解できるよう、小学・中学・高校・大学生が、保育体験を行う機会を提供し、教育・啓発を行います。	こども園運営課 学校教育課
1-2-3-23	保育体験事業（保育所・こども園）	小学・中学・高校・大学生が、男女の別なく、子育ての方法や喜びを体得できるよう、子育ての体験の機会を提供します。	こども園運営課
1-2-3-24	年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい交流事業	家庭での親子のふれあいや地域における様々な人との出会い・コミュニケーションを活性化し、児童の健全な育成及び次代の親づくりを推進するため、年長児童(中学生・高校生)を対象に、乳幼児や保護者と出会い・ふれあい・交流する場を提供し、赤ちゃんとのかかわり方の学習及び乳幼児の安全な抱き方・遊び方などの体験学習を行います。	子育て支援課

## ③子どもの地域における活動の促進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-2-3-25	コミュニティセンター主催・共催・貸館事業	幼児セミナー等事業、児童生徒を対象とした学校週5日制対応事業及び三代交流事業などを主催又は共催事業として開催するほか、子育て関係グループ等に施設を貸し出すことにより、地域の子育てを支援します。	生涯学習センター
1-2-3-26	地域活動促進（少年教育指導者派遣）事業	次代を担う子どもの健全育成を目的に、各地域における指導者の育成と子どもを対象とした活動の充実・拡大を図るため、専門的指導・助言を行う指導者を派遣します。	生涯学習課
1-2-3-27	子ども会育成会指導者講習会	子ども会育成会の指導者を対象に、育成会指導者としての知識、技能の習得を図り、子ども会活動の充実強化を図ります。 (高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業)	生涯学習課
1-2-3-28	子ども会リーダー研修会	各子ども会リーダーを対象に、子ども会活動に必要な実技指導を行い、子ども会の発展及び子どもの健全育成並びに中・高校生の社会参加活動に資するために実施します。 (高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業)	生涯学習課
1-2-3-29	子ども会ジュニア・リーダー養成研修会	中学・高校生のジュニア・リーダーを対象に、子ども会活動に必要な実技指導を行い、子ども会の発展及び子どもの健全育成並びに中・高校生の社会参加活動に資するために実施します。 (高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業)	生涯学習課

1-2-3-30	子どもわくわく体験活動支援事業	子どもの体験型学習活動を実施する市民団体等を支援することにより、子どもの体験活動機会を提供します。	生涯学習課
1-2-3-31	新春子どもフェスティバル事業	親子、家族づれや友達と一緒に楽しい行事に参加することによって、寒さに負けない元気な子どもの育成と子ども会活動の発展に資するため実施します。(高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業)	生涯学習課
1-2-3-32	子ども会フットベースボール大会	子どもの健康増進を図るとともに、友情、団結等を培うための一助として、子ども会フットベースボール大会を実施します。(高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業)	生涯学習課
1-2-3-33	学校週5日制対応事業	コミュニティセンター及び生涯学習センターにおいて、学校週5日制に対応した各種講座やイベントを開催します。	生涯学習センター
1-2-3-34	蔵書情報提供事業	平成25年度に更新した図書館情報システムにより、インターネットによる予約・情報提供機能を通じて、各種情報を提供します。	中央図書館
1-2-3-35	スポーツイベント開催事業	各種スポーツ行事等に負担金・補助金を支出し、スポーツ人口の拡大及び健康づくりを目的とし、生涯スポーツの推進を図ります。	スポーツ振興課
1-2-3-36	スポーツ指導者養成事業	市内でスポーツ少年団を指導している人を対象に、スポーツ少年団の育成・指導にあたるスポーツ少年団の認定員の養成を行います。	スポーツ振興課



<スポーツイベント開催事業>

【数値目標】

事業名	平成 25 年度末（実績）	平成 31 年度末（目標）
こども農園事業	10 か所	17 か所
環境学習活動事業	出前講座、環境学習講座 合わせて 70 回の実施	出前講座、環境学習講座 合わせて 77 回の実施
南部クリーンセンター環境学習 事業	見学者数：年 3,015 人 (学習室利用者を含む)	見学者数：年 3,100 人 (学習室利用者を含む)
サンクリスタル学習事業	参加者数：11,796 人 (5 年間合計)	参加者数：15,000 人 (5 年間合計)
年長児童の赤ちゃん出会い・ふ れあい交流事業	実施校：2 校	実施校：7 校
子どもわくわく体験活動支援事 業	4 団体	5 団体

### 3. 配慮を要する子どもと保護者への支援

#### 【1】児童虐待やいじめの防止の推進

##### 【現状と課題】

- 「高松市子ども・子育て条例」では、基本理念の一つとして「子どもの成長と子育てへの支援は、子どもの人格と子どもが権利を持っていることを尊重して行われるものとする」と掲げ、「子どもの権利と責任」を明記しています。今後は、「子どもの権利と責任」についての考え方を広く普及させるため、子どもに対する教育だけでなく大人も理解を深められるよう、普及・啓発活動に取り組む必要があります。
- 本市における児童虐待相談対応件数は、平成25年度には168件となっており、このうち4割弱がネグレクト（養育の怠慢、放棄）となっています。
- アンケート調査結果によると、「自分の行為が児童虐待では?と思うことがある」保護者は5.4%となっています。これを就学前児童の保護者全体に換算すると1,200人程度に相当し、リスクを抱えた保護者が少なくないということになります。また、近年、孤立化している子育て家庭や、育児不安や困難感を抱える保護者が増加しており、これらの保護者が子どもの虐待につながらないよう支援していく必要があります。
- 児童虐待は、多くが家庭内で起こるため外部からは見えにくいことが多く、発見が遅れると命に関わることもあります。本市では、児童虐待を未然に防止するため、児童虐待防止を始め子どもに関するあらゆる相談事業のほか、養育支援が必要と思われる家庭への専門員による訪問、保育所・認定こども園・幼稚園への巡回相談等を実施しています。今後は、虐待の未然防止・早期発見のための地域サポート体制を構築するなど、さらに積極的な取組が求められています。また、保育所・認定こども園・幼稚園は早期発見・早期対応に重要な役割を果たすことから、養育支援の必要な子どもや保護者への適切な関わりができるよう、教職員の専門的知識の習得も重要となっています。
- 本市におけるいじめの認知件数は、平成25年度では、小学校で21件、中学校で54件となっています。平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、各学校が「学校いじめ防止基本方針」を定め、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を置くことが義務付けられました。本市においても、いじめの未然防止・早期発見、適切な対応についての対策を、総合的かつ効果的に推進する必要があります。

##### 【基本方針】

- 「高松市人権教育・啓発に関する基本指針」、「高松市教育振興基本計画」を踏まえ、子どもを始めとする様々な人権課題の解決に向け、人権教育・啓発を推進します。
- 児童相談体制の充実強化を図るとともに、児童虐待の未然防止・早期発見のための地域サポート体制を構築します。
- 保育所・認定こども園・幼稚園・学校では、児童虐待やいじめ等問題行動について早期発見、早期対応に努めます。

## 【計画】

### ①人権教育・啓発の推進

- 子どもの発達段階に即し、全ての教育活動の中に人権尊重の視点を取り入れ、主体的な人権教育を推進します。(人権教育課)
- 子どもの人権問題を始め、様々な人権問題の解決に向け、研修講座や講演会の開催などの啓発事業を行います。(人権啓発課)

### ②子どもの権利侵害等に関する相談支援の推進

- 相談事業の充実を図るとともに、主任児童委員活動への支援を行い、家庭・児童相談、女性相談、母子自立支援(相談)の充実に努めます。(子育て支援課)
- 児童福祉施設等において、利用者の権利の擁護等のため、苦情解決制度の周知と円滑な運用に努めます。(こども園運営課)

### ③児童虐待やいじめ等の予防・早期発見・早期対応の推進

- 育児について不安や負担感を抱える保護者が、安心して育児ができるよう、臨床心理士による個別のカウンセリング及びグループミーティングを実施する育児支援事業「ひまわり」を推進します。(保健センター)
- 高松市児童対策協議会(要保護児童対策地域協議会)において、要保護児童とその保護者の保護を図るために必要な情報の交換を行い、適切な支援に努めます。(子育て支援課)
- 児童の養育や特定な状況にある妊婦について、支援が必要でありながら、積極的に支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に、専門的知識を持った養育支援員等が訪問し、指導・援助を行うことで、家庭や地域における児童の養育機能の安定、向上を図ります。(子育て支援課)
- 保育所・認定こども園・幼稚園に対して巡回相談指導を実施するとともに、社会福祉士、対象施設職員、市職員等の関係者が事業の成果や課題について討議を行い、さらに充実した支援に結び付けます。(こども園運営課)
- 専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見、早期対応や未然防止に努めるとともに、校内の教育相談体制の充実を図ります。(学校教育課)

### 子どもの虐待防止・DV防止 「オレンジ&パープルリボンキャンペーン」等啓発活動

11月の児童虐待防止推進月間とDV防止啓発週間(11/12～11/25)を重点に市内の街頭等で啓発グッズを配布し、子どもへの虐待とDV防止を市民に呼びかける「オレンジリボン&パープルリボン・キャンペーン」を実施するほか、ことぞん瓦町駅構内に電照サインを掲出するなど、子ども虐待防止とDV防止の啓発活動を推進します。



## 【事業一覧】

### ①人権教育・啓発の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-3-1-1	人権啓発活動事業	児童生徒・保護者、社会教育団体等による合唱、人権劇などを内容とする「みんなで人権を考える会」を開催し、幼児・児童生徒及びその保護者を始め、広く市民の人権意識の高揚を図ります。	人権教育課
1-3-1-2	学校人権教育推進事業	市立幼稚園、小学校、中学校、高等学校に対し、人権教育指導資料の作成・発行、人権教育教員研修会の開催等を行い、人権教育・啓発の推進を図ります。	人権教育課
1-3-1-3	社会人権教育推進事業	人権教育市民講座、人権教育研修会の開催、人権教育指導資料の作成と視聴覚教材の購入等を行い、人権教育の推進を図ります。	人権教育課
1-3-1-4	人権啓発推進事業	「高松市人権擁護に関する条例」等の啓発推進、関係団体への参画、人権相談を行います。	人権啓発課
1-3-1-5	子どもの権利の普及・啓発事業	子どもの基本的人権を尊重し、擁護するため、人権啓発課、文化センター・児童館等で、各種行事に合わせて人権啓発用パンフレット等を配布するなど、多様な普及・啓発活動を実施します。	人権啓発課

### ②子どもの権利侵害等に関する相談支援の充実

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-3-1-6	各種相談事業	子どもの基本的人権を尊重し、擁護するため、人権啓発課、文化センター・児童館で随時、人権相談を実施します。	人権啓発課
1-3-1-7	児童家庭相談事業	児童福祉法に基づき、市が行う児童家庭相談業務として家庭相談員を配置し、児童の養育や家庭の問題等に関する相談対応を行います。また、要保護児童等に対して、児童相談所、主任児童委員、児童委員、その他地域における団体等と連携し相談援助を行います。	子育て支援課 こども女性相談室
1-3-1-8	苦情解決窓口設置事業	高松市が経営する社会福祉事業における利用者からの苦情を適切に対応するため、公立保育所等に苦情受付窓口等を設置し、利用者の権利擁護、ニーズの把握、処遇の改善を行います。	こども園運営課

### ③児童虐待やいじめ等の予防・早期発見・早期対応の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-3-1-9	育児支援事業（ひまわり）	育児への心配やとまどい等の育児不安を持つ保護者を対象に専門職による個別相談、グループカウンセリングを行います。	保健センター
1-3-1-10	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士等の資格を持つ養育支援員が、その自宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	子育て支援課 こども女性相談室
1-3-1-11 【再掲】 (1-3-4-3)	要保護児童対策事業	高松市児童対策協議会として、児童虐待をはじめとする要保護児童等の早期発見と適切な対応を図るため、関係機関と情報共有し、支援について役割分担や協議を行います。	子育て支援課 こども女性相談室
1-3-1-12	養育支援相談事業	社会福祉士が相談支援員として、保育所・認定こども園・幼稚園を巡回し、各園・所の個々のケースに応じて、専門的見地から、親子への関わり方や支援方針、保育方針等への助言を行います。	こども園運営課
1-3-1-13 【再掲】 (1-2-2-24)	いじめ等対策事業	小学校におけるいじめ等の問題行動等に対応するため、児童の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止を図ります。	学校教育課
1-3-1-14 【再掲】 (1-2-2-25) (3-1-2-4)	児童生徒指導推進事業	小学校の生徒指導の充実を図るため、学校、地域に関わりの深い人材を「ハートアドバイザー」として配置します。また、中学校の生徒指導の充実を図るため、地域ボランティアを募り、学校サポート委員会を組織し、地域の教育力を生かしながら児童生徒の健全育成を図るとともに、社会福祉士等の資格を有するスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、関係機関等のネットワークを活用し、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図ります。 また、国の「いじめ防止対策推進法」施行に伴い、いじめ相談の体制強化のため「いじめ相談専門員」を配置します。	学校教育課

#### 【数値目標】

事業名	平成 25 年度末（実績）	平成 31 年度末（目標）
人権啓発活動事業	参加者 454人	参加者 600人

## 【2】障がいのある子どもへの支援の充実

### 【現状と課題】

- 本市における身体障がいや知的障がいのある子どもは、平成25年度末現在で、身体障がい児305人、知的障がい児752人となっています。特に知的障がい児は、平成18年度末の600人から152人も増加しています。更に、自閉性や学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)などの発達障がいのある子どもも増えてきています。
- マスコミ等の影響を受けて、障がいや障がい児に対する理解や発達障がい児に対する特別な配慮の必要性などに対する理解は進みつつありますが、まだまだ障がい児やその家庭の人権が侵されるという場面があります。障がい児が社会の一員として、安心して生活できる社会をつくるためには、障がい児に対する理解と認識を深めることが重要です。
- 平成25年度の、本市の市立幼稚園における配慮を要する園児は121人、保育所における障がい児保育は191人となっています。特別支援学級には、小学校で449人、中学校で168人が在籍し、特別支援学校については、幼稚部18人、小学部129人、中学部154人、高等部221人、合計522人が在籍しています。また、学習面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒が近年増加していますが、文部科学省が平成24年に実施した「通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果によると、約6.5%の割合で通常の学級に在籍しています。
- 近年、保育所・認定こども園・幼稚園等へ入所を希望する障がい児の増加及び重度重複障がいや発達障がい等、障がいの内容の多様化・複雑化に伴い、障がいのある子どもやその保護者に対し、早期からの支援が求められています。また、子ども本人や保護者の希望に沿って、適切な教育・保育を提供していく必要がありますが、特に発達障がいのある子どもについては個々に状況が異なるため、支援手法の確立や専門的知識を持った人材の確保が進んでいないという課題があります。
- 学校においても、重度重複障がいのある児童生徒が増加するとともに、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の通常学級において指導が行われている児童生徒への対応も課題になるなど、障がいのある児童生徒の量的な拡大、障害種の多様化による質的な複雑化も進行しています。また、特別支援教育に携わる教員の専門性が不十分な状況にあり、個々の教員の専門性の確保が必要となっています。
- 障がいのある子どもについては、保護者、関係施設、就学先、関係機関との連携を図り、個別の支援計画を作成していますが、今後も、将来を見据えて継続的に支援していくことが重要です。
- アンケート調査結果によると、就学前児童の保護者が日頃悩んでいることとして、「子どもの性格や行動のこと」が最も多くなっていることからわかるように、発達面で不安を持つ保護者が増えています。本市では、保護者の育児不安の解消や負担感の緩和を図るため、発達に遅れのある児童の個別相談・グループカウンセリングや、遊びを通して親子のきずなを深め、発達を支援するための事業を実施していますが、更に充実を図る必要があります。

また、3歳児健診から就学前の空白期間において、発達障がいの早期発見・早期対応のための体制整備を検討していく必要があります。

- 障がい児が家庭や地域社会で安心して生活できるように、日常生活用具や補装具の給付等による在宅支援、手当の支給、医療費の助成等経済的負担の軽減などを実施するとともに、障がい児の利用に考慮した公共施設等の整備に努めているほか、スポーツ・レクリエーション・文化活動等への参加促進を図っています。また、障がい児の療育については、香川県障害福祉相談所を中心に相談・指導を行うとともに、障がい児通園施設において、機能回復訓練や集団生活への適応訓練等を行っています。今後も、障がい児や家族の個々のニーズに対応した支援を行っていく必要があります。
- 学校外の施設や病院に入園、入院している児童生徒に対し、教育の場を設け、学習指導を行うため施設内学級、院内学級を設置していますが、今後も学習指導の充実に努める必要があります。

### 【基本方針】

- 障がいや障がい児に対する理解と認識を深めるため、啓発・広報の推進と交流・ふれあい活動の促進を図ります。
- 障がい児や家族が地域社会で安心して生活できるよう、福祉サービスの充実や福祉環境の整備、各種助成事業を推進するとともに、障がい児療育支援事業等の各種事業の周知を図ります。
- 全ての障がい児が、障がいの程度や種別に応じて、適切な教育・保育が受けられるよう支援します。施設、病院等に入園、入院をしている児童生徒に対し、教育の場を設け、学習指導の充実に努めます。
- 発達障がいを含む全ての障がい児とその保護者に対して、乳幼児期から就労まで継続的に一貫した支援が早期から行える体制を構築し、子どもの自立や社会参加を促進します。

### 【計画】

#### ①障がいや障がい児に対する理解の促進

- 障がい児等に対する理解と認識を深めるため、「障害児を守る日」を中心に、啓発キャンペーンや懸垂幕掲出等を実施するとともに、各種広報媒体を活用し、市民意識の高揚を図ります。(障がい福祉課



< 障害児作品展 >

#### ②地域生活を送る上での支援の充実

- つどいの広場・地域子育て支援センター等の関係機関・団体や、障がい児や障がいの疑いのある児童の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等を行います。(障がい福祉課)
- スポーツ大会開催の支援や障がい児作品展を開催するとともに、社会見学事業を実施し、障がい児の社会活動への参加を促進します。(障がい福祉課)